

令和 7 年度以降の予算書・決算書（計算書類）等の提出に関する変更点の概要
（改正私立学校法、改正私立学校振興助成法、新学校法人会計基準等の施行等に伴う変更内容）

令和 7 年 6 月 3 0 日までに知事に提出する計算書類等

令和 7 年度の収支予算書 ・ ・ ・ ・ ・ 改正私立学校振興助成法等に基づく収支予算書となりますが、令和 6 年度までのものと変更ありません。

令和 6 年度の決算関係書類 ・ ・ ・ ・ ・ 令和 6 年度までのものと変更ありません。

令和 8 年 6 月 3 0 日までに知事に提出する計算書類等

令和 8 年度の収支予算書 ・ ・ ・ ・ ・ 令和 7 年度のものと同様です。

令和 7 年度の決算関係書類 ・ ・ ・ ・ ・ 改正私立学校振興助成法等に基づく計算書類等となります。具体的な変更内容は別添「参考 2」及び令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県民文化局長通知「令和 7 年度以降の私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の内容等について（通知）」を参照してください。

（注 1）提出方法について

「令和 8 年 6 月 3 0 日までに知事に提出する計算書類等」からは、ペーパーレスの観点から、原則、電子データでの提出をお願いします（なお、必要やむを得ない場合には紙媒体での提出も可能です。詳しくは令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県民文化局長通知の「第 5 知事への書類の提出について『3 提出方法等について(3)～(5)』」を参照してください。）。

(注2) 監査義務の免除について

従来同様、「補助金の額が少額（1,000 万円未満）」である場合は、改正私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の免除が可能です。令和 8 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等からは、改正私立学校振興助成法の規定を的確に運用するため、監査義務の免除に係る知事への申請と免除許可が必要となります。詳しくは令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知の「第 1 監査対象法人等について『2 監査義務の免除について』を参照してください。）。

(今後の情報提供について)

- 今後、新学校法人会計基準の運用（令和 7 年度の決算関係書類に記載が求められる「注記」の具体的な記載例など）について、文部科学省から情報提供がある予定です。
- 文部科学省からの情報提供等があり次第、新学校法人会計基準等に関する参考資料（新学校法人会計基準の運用、Q&A 等）を、随時、私学振興室 Web サイト等でお知らせします。